

地方公務員災害補償
休業補償請求書
休業援護金申請書

請求回数	第 回
認定番号	-

地方公務員災害補償基金大阪市支部長 様		請求(申請)年月日 年 月 日	
下記の休業補償(休業援護金)を請求(申請)します。		請求(申請)者の住所	
		氏名	
		個人番号 <input type="text"/>	
1	(所属団体名) 大阪市	(所属部局)	
被災職員に関する事項	ふりがな (氏名)	(職種)	常勤 令第1条職員
	昭和・平成 年 月 日生 (歳)	(負傷又は発病年月日)	年 月 日
2 (請求日数) 年 月 日から 年 月 日までのうち 日			
3 所属部局長の証明	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所在地 所属部局長の証明 名称 長職氏名		
4 休業補償請求金額	(平均給与額) $\frac{60}{100} =$ 円	(円未満切捨)	(請求日数) 円 × = 円
5 休業援護金請求金額	(平均給与額) $\frac{20}{100} =$ 円	(円未満切捨)	(請求日数) 円 × = 円
* 6 医師の証明	(傷病名)	(現在の状態)	年 月 日 治ゆ 死亡 中止 継続中 転医
	(請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数) 年 月 日から のうち 日 年 月 日まで	(勤務することができなかつたと認められる理由)	
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の 所在地 名称 医師氏名		
7 添付する書類その他資料名			

8 送金希望の場合	振込先	銀行 支店	* 受理	年 月 日
	預金科目	普通貯金 当座貯金	* 決定	年 月 日
	振込口座 口座番号		* 支払	年 月 日
	貯金名義者		* 決定金額	休業補償 円 休業援護金 円
(注意事項)				

- 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する にレ印を記入すること。
- 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、第2回以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 「*6 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求める必要はないこと。
- 「平均給与額算定書」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第2回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いること。

平均給与額算定書

1 平均給与額算定内訳(災害発生の日の属する月の前日の末日から起算して過去3ヶ月の給与)						
給与期間	年月日	から	年月日	から	計	備考
	年月日	まで	年月日	まで		
総日数		日		日		日 (最近の昇給日)
勤務した日数		日		日		日
給 与	給料		円		円	円 (次回昇給予定日)
	扶養手当		円		円	円
	地域手当		円		円	円
	住居手当		円		円	円
	通勤手当		円		円	円
	時間外手当		円		円	円
	その他手当(日額又は時間額)		円		円	円
	その他手当(月額)		円		円	円
計		円		円		円
災害発生の日 (年 月 日)に おける基本的給与の月額			補償事由発生日 (年 月 日)に おける基本的給与の月額			
職給料表 級 号給			職給料表 級 号給			
給料 _____ 円			給料 _____ 円			
扶養手当 _____ 円			扶養手当 _____ 円			
地域手当 _____ 円			地域手当 _____ 円			
計 _____ 円			計 _____ 円			
(A) 法第2条第4項本文による金額 (給与総額) (総日数) 円 ÷ 日 = 円 銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額 日、時間又は出来高払制によって (勤務した日数) 定められた給与 円 ÷ (総日数) × 60/100 = 円 銭 (イ) その他の給与 円 ÷ = 円 銭 (ロ) (イ) + (ロ) + = 円						
(C) 法第2条第6項による金額(別紙のとおり) 円 銭			(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数) 円 ÷ = 円 銭			
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額 (総日数)) 円 ÷ = 円 銭			(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額) 円 ÷ = 円 銭			
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額) 円 ÷ 30 = 円 銭 (ハ) (ハ)及び(A)(B)(C)(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭 (ニ) (自治大臣が定める率) (ニ) 円 銭 × = 円 銭						
規則第3条 第5項によ る金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 (基本的給与の月額) 円 ÷ 30 = 円 銭			(L) 法第2条第13項による金額 法第2条第13項の基準日における年齢 ____ 歳 最高限度額 _____ 円 最低限度額 _____ 円		
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合で(G)の例により計算した額 円 銭					
	(J) (H)()以外の金額 円 銭					
(K) 規則第3項第6項による金額 円						
2 平均給与額 円()による金額						
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所在地 _____ 所属長の 名称 _____ 長の職氏名 _____						